明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自治紛争処理委員の審査の手続に関する省令の一部を改正する省令（総務八七）　一

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―九八）　二

〔告　示〕
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件（総務三四五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四八九）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三五〇）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三五一）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一六三七）　四
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（経済産業二一六）　六
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一〇六四）　六
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（同一〇六五）　七
○都市公園を設置すべき区域を定めた件（同一〇六六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇六七～一〇七〇）　七
○東京十三号地船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示（海上保安庁一九七）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七〇）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局二〇一）　九
○道路に関する件（四国地方整備局八九）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一〇六）　九

〔国会事項〕
国家試験　九

〔人事異動〕
内閣　法務省　一〇

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示一、福島同一、千葉同一、東京同一、愛知同一、奈良同一、島根同一、大分同一）　一〇

〔資　料〕
第六回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）　六
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　七
閣議決定等事項　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十一年度財務省共済組合の決算関係　九
地方公共団体
公債償還（東京都区）関係　九
会社その他

省　令

○総務省令第八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の八の規定に基づき、自治紛争処理委員の審査の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日

総務大臣　片山　善博

自治紛争処理委員の審査の手続に関する省令の一部を改正する省令

自治紛争処理委員の審査の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「自治紛争処理委員の」の下に「調停及び」を加える。

第一条中「自治紛争処理委員」を「総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）」に改め、「行う」の下に「調停及び」を加える。

第四条第二項中「行った」の下に「調停並びに」を加える。

第三十五条第一項中「第七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十四条第二項中「第七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十三条第一項中「書面等（）の下に「第七条に規定する書面、」を加え、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第八条」を「第十七条」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十条第一項、第十一条及び第十二条」を「第十九条第一項、第二十条及び第二十一条」に、「第十七条及び第二十四条」を「第二十六条及び第三十三条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四章を第五章とする。

第三十二条第一号中「第五条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第二十二条」に改め、同条第四号中「第十八条」を「第二十七条」に改め、同条第五号中「第二十二条」を「第三十一条」に、「第二十七条」を「第三十六条」に改め、同条第六号中「第二十三条」を